

平成20年(2008年)4月30日
厚生委員会資料
保健福祉部生活援護担当

東京都低所得者生活安定プログラムについて

東京都は低所得者支援策として、生活の安定に向け、支援を真に必要とする者を対象として、今年度から緊急総合対策3か年事業を実施する。

1. 実施事業

(1) 低所得者生活サポート事業

低所得者の生活相談窓口を置き、資金の貸付の紹介や就労支援相談の紹介を実施する。

(2) 生活サポート特別貸付事業

生活の安定や就労意欲をもつ低所得者について、貸付を行うことにより、生活の安定化を図る。

(3) 低所得者層安定的就業確保事業（就職チャレンジ支援事業）

生活の安定や就労意欲をもつ低所得者で65歳未満の者について、職業訓練等を行い、より安定した就業機会の確保を図る。

(4) 住居喪失不安定就労者サポート事業

インターネットカフェ等で寝泊りしながら不安定な雇用形態で就業する住居喪失者について、相談窓口を設置し、生活支援、居住支援を行う。

東京都は、上記事業のうち(1)低所得者生活サポート事業について、区市町村に委託し相談窓口を置くことを予定している。

2. 低所得者生活サポート事業についての区の対応

東京都の検討を踏まえ、区は相談窓口を開設するにあたり、直営または委託による実施方法、また区民への広報等について検討を行う。

3. 東京都の求める実施予定

平成20年8月1日